

3月27日からパスポート（旅券）の申請手続きが変わります（オンライン申請他）

令和5年3月13日  
在ドバイ日本国総領事館

### 【ポイント】

- 令和5年（2023年）3月27日以降、パスポートの発給申請手続きの一部をオンライン化します。
- お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届（ORRネット）への登録情報を利用したオンライン申請を行っていただければ、在外公館に来訪する必要はございませんので、是非ご活用ください。
- なお、パスポートを受け取るためには、引き続き在外公館へ来訪する必要があります。
- また、令和5年（2023年）3月27日以降、今般の法改正に伴い、以下2の申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

### 【本文】

1 オンライン申請がスタートします

→ポスターはこちら

（[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_01119.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_01119.html)）

→パンフレットはこちら

（[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_01118.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_01118.html)）

（1）令和5年（2023年）3月27日から、パスポートの発給申請手続きをオンライン化します。（これまでと同様に、窓口申請も並行して受付します。）

（2）オンライン申請の場合、

・戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請は、申請時に在外公館の窓口へ出向く必要がありません（パスポートの受け取りは、窓口となります。受け取る際は、必ず前回のパスポートをお持ちください）。

・新規申請には、戸籍謄本の提出が必要になります。窓口提出、または、日本国内の書留郵便に準ずる送付方法（配達記録付きの宅配便等を含む）であれば郵送で提出することもできます。

（3）国外居住者の皆様は、オンライン在留届ORRネット

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）へ登録した上で、在留邦人用旅券申請スマホアプリ（近日中にダウンロードが可能となります）を通じてオンライン申請が可能となります。

（4）オンライン申請は、アプリの画面上の案内にしたがって実施いただきますが、手続きの方法については近日中に当館ホームページ上でご案内する予定です。

## 2 申請手続きが変わりました

→ポスターはこちら

( <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469305.pdf> )

→パンフレットはこちら

( [https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_01118.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_01118.html) )

(1) 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意：有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄（ビザページ）を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。（※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます）

(4) 申請書の変更

令和5年（2023年）3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

→ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書はこちら

( <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html> )

→オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

(了)